

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 日南市の地域特性及び地理的特性

i) 地形

日南市は宮崎県南部に位置し、宮崎市、三股町、都城市、串間市に接している。本市の東側は日向灘に面し、その海岸線が「日南海岸国定公園」に指定されている。

一方、北西部の南那珂山地には標高 1,000m 級の小松山や男鈴山等を有し、8 割弱が林野で占められている。

日南市の面積は 536.12 km<sup>2</sup> であり、林野面積が占める割合は 78.0%、可住地面積は 22.0% となっている。また、可住地面積に占める耕地面積は 24.4% となっている。

市の北部、西部、南西部は鰐塚山、小松山、男鈴山等の山地が続き、これらを源流とする広渡川、酒谷川、細田川、南郷川、湯上川等の河川が谷を削り、下流に平野部を形成して日向灘に注いでいる。

海岸線はリアス式海岸で起伏に富み、重要港湾の油津港や多くの漁港が点在している。

ii) 気候

日南市の気象を気象庁油津特別地域気象観測所（以下、油津）の統計データでみると、気温は年平均約 18℃、降水量は 6 月と 9 月が最も多く、年平均約 2,600 mm となっている。また、風速はおよそ 4.6m で北西から西南西の風向となっており、年間を通じ温暖な気候である。

iii) 地層

市北部の南那珂山地の大部分は主として古代三系の四万十累層群上部層で構成され、その大部分は浸食に強い砂岩からなる。鰐塚山（1119m）、柳岳（968m）を連ねる山稜は狭長で谷は深く刻まれ、壮年期の地形を呈している。四万十累層群は砂岩と頁岩を主とし、塩基性火山岩類を伴う厚い地向斜性堆積物からなっている。なお、本市を覆う四万十累層群は日南層群とも呼ばれる。

酒谷川・南郷川沿いには、始良火砕流が押し寄せ、シラス台地が発達している。

また、南那珂山地東部には新第三紀の宮崎層群からなる独立した傾動地塊があり、岩壺山（738m）を最高峰とする山稜は同山塊の西側に面し、宮崎層群の走向に平行して南北に伸びる。山塊の東斜面は緩く傾斜して日向灘に没している。日南海岸は、整然と東傾斜する新第三紀の宮崎層群からなり、山地が海まで迫り、沖積低地に乏しい。

一方、油津以南の海岸は主に地質構造の複雑な四万十累層群上部からなり、差別浸食による屈曲の多い海岸を形成している。

(2) 交通

日南市の主要幹線道路は、国道 220 号、222 号、448 号、主要地方道 28 号（日南高岡線）や主要地方道 3 号（日南志布志線）等によって構成され、これらに連結する一般県道、広域農道、市道等によって補完されている。なお、高速道路は、平成 30 年 3 月に東九州自動車道「日南北郷 IC～日南東郷 IC」が開通し、令和 4 年度には「清武南 IC～日南北郷 IC」が開通予定であるが、唯一「南郷～奈留」間が未事業化区間となっている。

鉄道は、南宮崎～志布志を結ぶ JR 日南線が通っている。港湾は、県南地域の物流拠点である重要港湾の油津港（昭和 27 年指定）及び大島港と外浦港の地方港湾がある。

(3) 既往災害の状況

i) 台風

本市は、宮崎県の南部に位置しており、東は日向灘に面し、西は霧島山系に連なっている。このような地理的条件から台風の襲来が頻繁にあり、多くの被害が発生している。

宮崎県に災害をもたらす台風は以下の４つの経路のものがあり、その内最も被害を大きくするものは九州の南部若しくは西部に上陸し、九州を横断するものである。

①台風の経路

- ア 九州南部に上陸し九州を横断
- イ 九州西部に上陸し九州を横断
- ウ 日向灘を北上
- エ 九州西方海上を北上

〔台風による日最大風速の状況（油津 m/s）〕

|    |     |           |           |           |            |           |                        |
|----|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------------------|
| 油津 | 風速  | 37.0      | 33.6      | 33.2      | 32.8       | 32.8      | 1949.1<br>～<br>2018.12 |
|    | 風向  | SE        | SSE       | ESE       | S          | S         |                        |
|    | 年月日 | 2004.8.30 | 2007.7.14 | 1982.8.26 | 1951.10.14 | 1949.6.20 |                        |

〔台風による日最大及び最大１時間降水量の状況（油津mm）〕

|    |                   |           |           |           |         |
|----|-------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 油津 | 日最大<br>降水量        | 348.7     | 346.0     | 325.0     | 1949.1～ |
|    |                   | 1951.6.30 | 2008.9.18 | 1988.7.25 | 2018.12 |
|    | 日最大<br>1時間降<br>水量 | 89.5      | 84.0      | 77.5      | 1949.1～ |
|    |                   | 1981.9.25 | 1974.9.26 | 1970.703  | 2018.12 |

出典：宮崎県地域防災計画

出典：日南市国土強靱化地域計画

ii）高潮

台風災害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすのが高潮であり、東側が日向灘に面する長い海岸線を有している本市では、過去において多くの高潮被害が発生している。

本市における高潮被害は以下の通りである。

〔本市で観測された高潮（油津）〕

| 台風名           | 最低気圧  | 最大風速    | 最高潮位  | 潮位偏差   |
|---------------|-------|---------|-------|--------|
|               | (hpa) | (m/s)   | (cm)  | (cm)   |
| S20.9.17（枕崎）  | 944.2 | —       | 400   | 60～70  |
| S25.9.13（キジア） | 967.2 | NNW30.6 | 302   | (70)   |
| S28.9.25（13号） | 989.7 | N18.4   | 302   | 38     |
| S29.9.13（12号） | 960.7 | SE25.1  | (340) | 93～101 |
| S38.8.9（9号）   | 976.1 | NE19.2  | 294   | 60     |
| S39.9.24（20号） | 954.2 | NSE24.7 | 337   | 80     |
| S49.8.18（14号） | 997.4 | NNE22.5 | 299   | 35     |
| H16.8.30（16号） | 969.0 | SE37.0  | 323   | 74     |

出典：宮崎県地域防災計画

（注）1. 最低気圧：宮崎地方気象台観測地

2. 最高潮位基準：油津港平均潮位下 116 cm

3. ( ) の数字：目視観測

4. 潮位偏差＝実測潮位－推算潮位＋D  
(D＝実測月平均潮位－推算月平均潮位)

出典：日南市国土強靱化地域計画

iii) 集中豪雨

日南市では、梅雨前線や低気圧による集中豪雨による水害被害が多く発生している。

| 年月日             | 原因           | 県内の被害概況                                                                                                  |
|-----------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 60. 6. 18～28 | 集中豪雨         | 降水量 油津 277.0 mm                                                                                          |
| 62. 7. 15～20    | 集中豪雨         | 降水量 油津 305.0 mm                                                                                          |
| 62. 9. 10～14    | 集中豪雨         | 降水量 油津 236.0 mm                                                                                          |
| 62. 10. 10～11   | 集中豪雨         | 降水量 油津 232.0 mm                                                                                          |
| 62. 10. 14～16   | 集中豪雨         | 降水量 油津 206.0 mm                                                                                          |
| 63. 7. 25～29    | 集中豪雨         | 降水量 油津 480.0 mm                                                                                          |
| 平成元. 6. 29～7. 3 | 集中豪雨         | 降水量 油津 176.0 mm                                                                                          |
| 2. 6. 28～7. 2   | 集中豪雨         | 降水量 油津 269.0 mm                                                                                          |
| 4. 6. 7         | 集中豪雨         | 降水量 油津 143.5 mm                                                                                          |
| 5. 6. 12～19     | 梅雨前線による集中豪雨  | 総降水量 えびの 1,272mm 西米良 691mm 油津 421mm<br>負傷者 3 名 家屋全半壊 9 戸<br>一部損壊 11 戸 家屋浸水 387 戸<br>被害総額 168 億 9,000 万円  |
| 5. 6. 22～7. 2   | 集中豪雨         | 降水量 油津 483.0 mm                                                                                          |
| 5. 7. 4～7       | 集中豪雨         | 降水量 油津 359.0 mm                                                                                          |
| 5. 7. 31～8. 2   | 大気不安定による集中豪雨 | 総降水量 えびの 943mm 宮崎 486 mm 油津 426 mm 死傷者 9 名<br>家屋半壊 22 戸 一部損壊 20 戸<br>家屋浸水 2,284 戸<br>被害総額 312 億 9,000 万円 |
| 10. 2. 19～20    | 集中豪雨         | 降水量 油津 203.5 mm<br>崖崩れ 19 ヲ所 浸水家屋 36 戸<br>一部損壊 8 戸<br>被害総額 2 億 9,400 万円                                  |
| 12. 6. 2～4      | 梅雨前線<br>大雨   | 総降水量 えびの 301mm 深瀬 283 mm 死者 1 名 家屋浸水 2 戸<br>被害総額 5 億円                                                    |
| 15. 5. 12～14    | 低気圧          | 総降水量 鰐塚山・深瀬 389 mm<br>一部損壊 1 戸 家屋浸水 58 戸<br>被害総額 19 億 3,000 万円                                           |

出典：日南市国土強靱化計画

iv) 地震及び津波

○地震

宮崎県付近で発生した地震は、以下の 3 つに大別され、その内日向灘に震源を持つ地震が最も多く、被害も大きい。

- ①日向灘に震源を持つ地震
- ②えびの市、小林市付近に震源を持つ地震
- ③鹿児島県地方に震源を持つ地震

○津波

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合で、M（マグニチュード）7クラスの地震が発生しており、多くの場合において津波を伴っている。本市は、日向灘に面して長い海岸線があり、過去において多くの津波被害を受けてきた経緯がある。

〔宮崎県の被害地震〕

| 地震名      | 西暦   | M<br>(マグニチュード) | 現象                                                                                                        |
|----------|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日向灘      | 1498 | 7.0            | 九州で山崩れ、地裂け泥湧出。民屋はすべて壊れ死者多数。伊予で地変。同日畿内に地震、被害はなかったらしい。                                                      |
| 日向・大隅    | 1662 | 7.6            | 日向灘沿岸に被害。城の破損、潰家3,800戸と多く、死者多数。山崩れ、津波を生じ、宮崎県沿岸7ヶ村周囲7里35町の地が陥没して海となった。日向灘の地震の中でも特に被害が大きかった。                |
| 日向・豊後・肥後 | 1769 | 7.4            | 延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。                                                  |
| 日向灘      | 1899 | 7.1            | M6.9の地震が続けて発生し、宮崎・大分では家屋が小破し、土蔵が倒壊した。                                                                     |
| 宮崎県北部    | 1909 | 7.6            | 宮崎市付近で被害が大きく、宮崎・大分・鹿児島・高知・岡山・広島・熊本の各県に被害があった。大きなやや深発地震で、深さ約150km。従来、日向灘とされていたもの。                          |
| 日向灘      | 1931 | 7.1            | 宮崎県で家屋全壊4戸、死者1名。室戸で津波全振幅85cm。                                                                             |
| 日向灘      | 1939 | 6.5            | 大分県沿岸で小被害、宮崎県で死者1名。小津波あった。                                                                                |
| 日向灘      | 1941 | 7.2            | 大分・宮崎・熊本の各県で被害があり、死者2名、家屋全壊27戸。九州東岸・四国西岸に津波があり、波高は最大1m。                                                   |
| 日向灘      | 1961 | 7.0            | 宮崎・鹿児島両県で死者2名、家屋全壊3戸。九州から中部の沿岸に津波、油津の波高は最高34cm。                                                           |
| えびの      | 1968 | 6.1            | 2時間ほど前にM5.7の前震、翌日にもM5.6の余震があった。死者名、負傷者42名、建物全壊368戸、半壊636戸、山崩れが多かった。3月25日にもM5.7とM5.4の地震があり、建物全壊18戸、半壊147戸。 |
| 日向灘      | 1968 | 7.5            | 高知・愛媛で被害多く、負傷者15名、住宅全壊1戸、半壊2戸、道路損壊18など、小津波があり、油津で全振幅66cm。                                                 |
| 日向灘      | 1970 | 6.7            | 負傷者13名、道路損壊4。小津波があり、油津全振幅39cm。                                                                            |
| 日向灘      | 1984 | 7.1            | 宮崎・大分・熊本の各県で被害、負傷者9名、建物一部破損319戸など。弱い津波があり、細島で18cmを記録した。                                                   |
| 日向灘      | 1987 | 6.6            | 死者1名、傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。                                                                               |
| 日向灘      | 1996 | 6.6            | 軽微な被害、小津波があった。                                                                                            |
| 日向灘      | 1996 | 6.7            | 軽微な被害、小津波があった。                                                                                            |

出典：日南市国土強靱化計画

（４）地域の災害等リスク

i) 風水害

日南市は、既往災害の状況をみると、台風や梅雨前線等による集中豪雨や局所的で短時間で発生する集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻繁に発生し、人命や家屋等の被害を受けている。

○水害

日南市の河川は、本市西部および北部の 1,000m 級の山地から 20～30 km の距離を流下して日向灘に注ぐ急しゅんな河川であり、大雨が降った場合、河川の決壊、内水の氾濫など浸水被害が発生する可能性が高い。過去において台風や集中豪雨による多くの水害が発生しており、本市には河川の災害危険箇所として 48 箇所が、ため池として 21 箇所が把握されている。

○土砂災害

日南市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。よって、大雨が降った場合、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨による多くの土砂災害が発生している。本市には 1257 箇所の土砂災害危険箇所があり（急傾斜地、土石流、地すべり）、そのうち 982 箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。

近年では平成 29 年 6 月の集中豪雨及び平成 29 年 10 月の台風 22 号による日南海岸宮浦地区の土砂崩れや、令和 3 年 9 月の台風 14 号による宮崎市内海地区の土砂崩れが記憶に新しい。特に台風 14 号による土砂崩れでは国道 220 号の全面通行止めや JR 日南線の寸断も発生し、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼした。

○高潮

日南市は、日向灘に面する長い海岸線を有しており、台風が九州を横断するルートを通じた場合、高潮の発生する確率が高い。本市には 9 箇所の災害危険箇所がある。

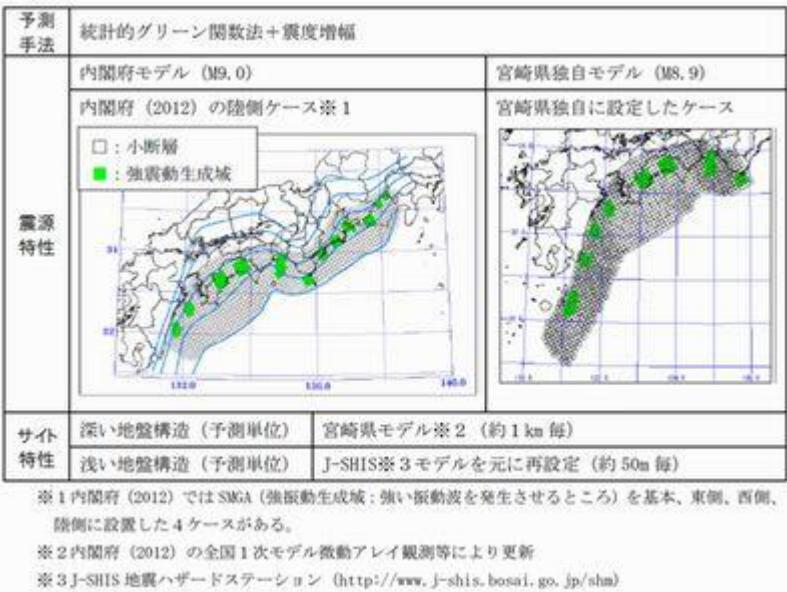
ii) 地震及び津波

①南海トラフ地震による日南市の被害概要

地震・津波断層モデル

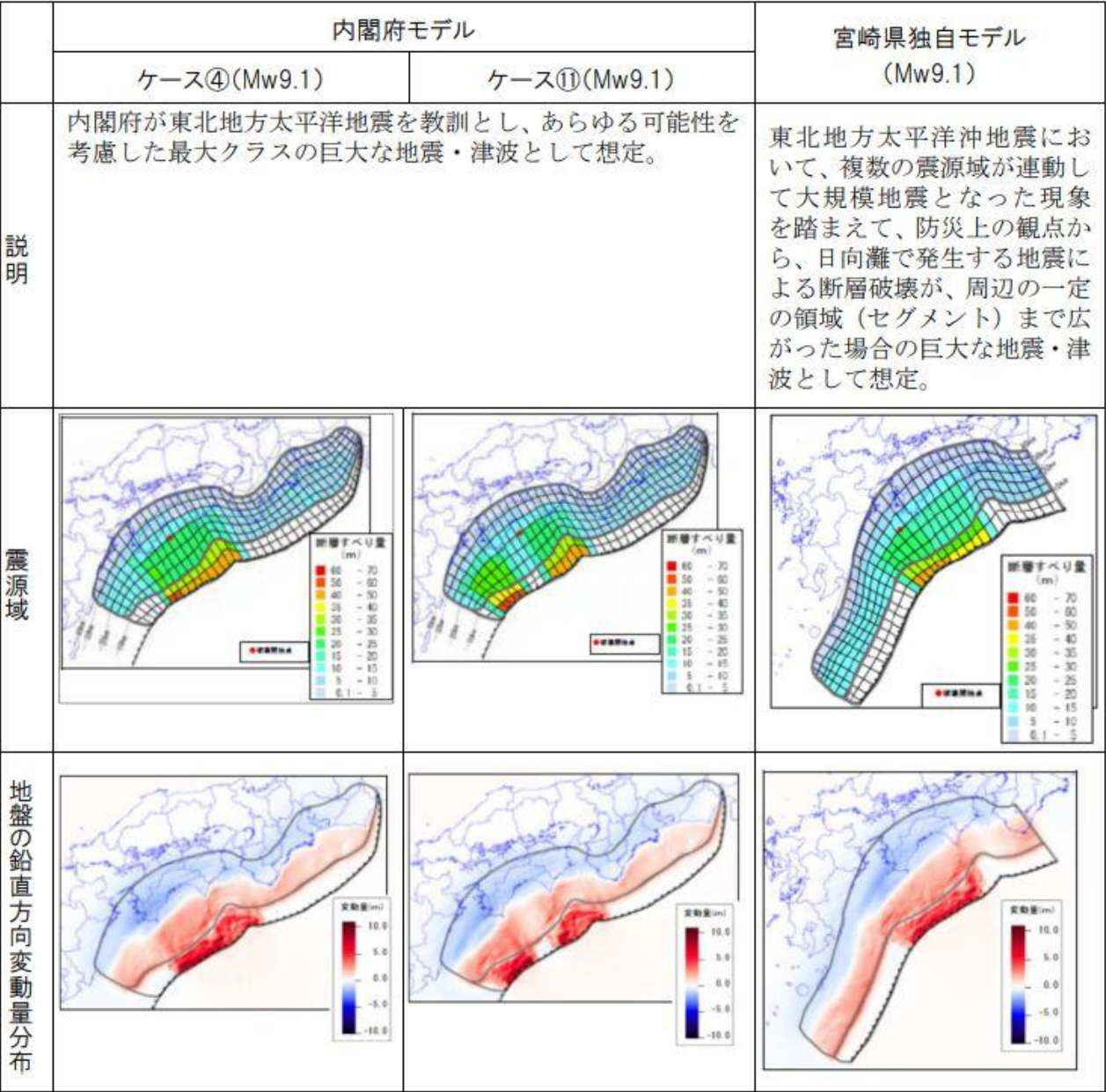
「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成 25 年 10 月）」では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の 2 つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定している。

〔地震断層モデル〕



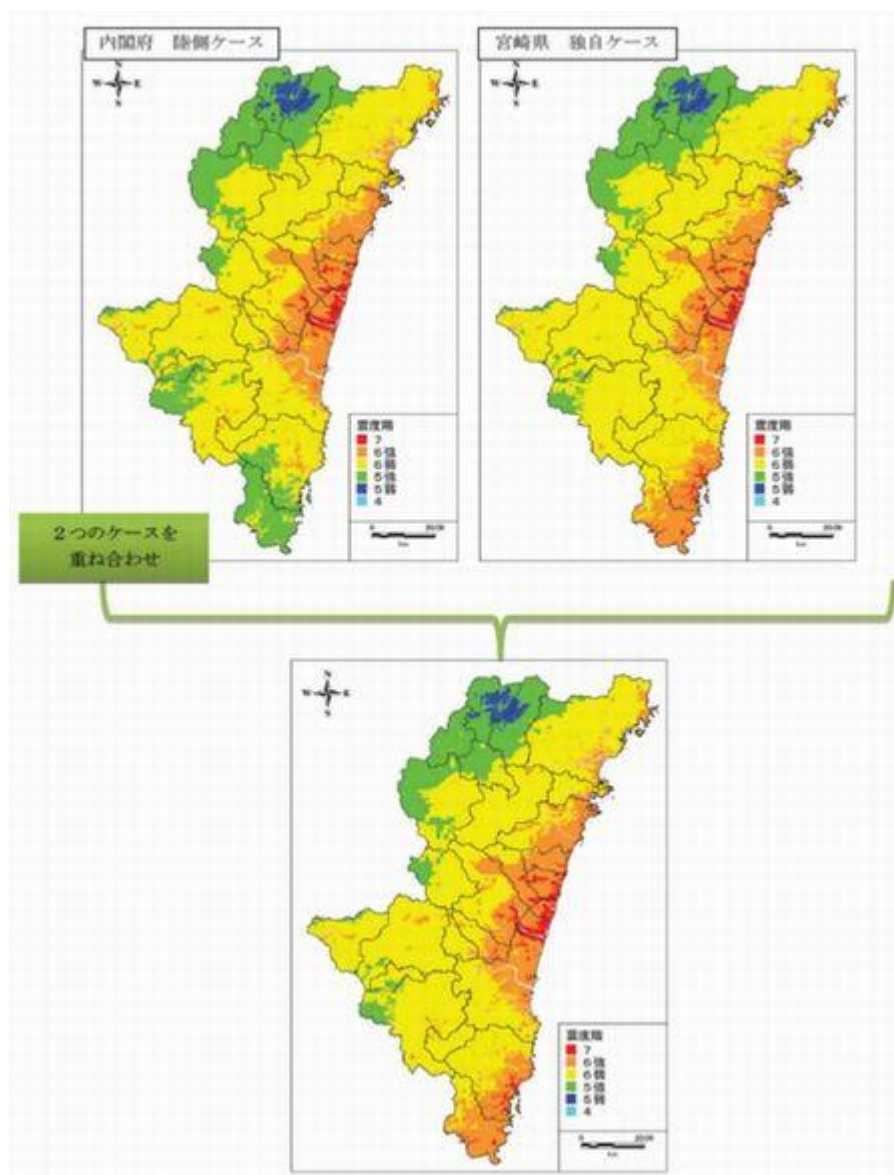
また、最大クラスの津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）のうち宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④・⑪」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて想定している。

〔津波断層モデル〕



出典：日南市国土強靱化計画

〔震度分布図〕



出典：日南市国土強靱化計画

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で起こる確率は32%以上、震度5強以上の地震だと76.3%以上の確率で発生するとされている。

〔津波浸水想定〕

|          | 想定      | 備考                                            |
|----------|---------|-----------------------------------------------|
| 最大震度     | 震度7     |                                               |
| 津波高(最大値) | 14m     | 津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第二位を四捨五入し、第一位を切り上げた数値。   |
| 津波高(最小値) | 9m      |                                               |
| 浸水面積     | 1,340ha | 河川等の部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の浸水面積。                  |
| 津波到達時間   | 14分     | 海岸線から沖合約30m地点において地震発生直後から水位の変化+1mになるまでの時間を表示。 |

出典：日南市国土強靱化計画

(2) 商工業者の現状 (令和3年4月1日現在)

1) 日南商工会議所管内

- ・ 商工業者数 2,063 事業所
- ・ 小規模事業者数 1,782 事業所

【内訳】

| 業種            | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考                     |
|---------------|-------|---------|------------------------|
| 農業、林業、漁業      | 9     | 9       |                        |
| 鉱業、採石業、砂利採取業  | 0     | 0       |                        |
| 建設業           | 208   | 192     |                        |
| 製造業           | 192   | 171     |                        |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1     | 0       |                        |
| 運輸業、通信業       | 43    | 18      |                        |
| 卸売業、小売業       | 952   | 836     |                        |
| 金融業、保険業       | 51    | 23      |                        |
| 不動産業、物品賃貸業    | 41    | 41      |                        |
| サービス業         | 566   | 492     | 飲食サービス業、<br>生活関連サービス業等 |
| 合計            | 2,063 | 1,782   |                        |

2) 北郷町商工会管内

- ・ 商工業者数 131 事業所
- ・ 小規模事業者数 114 事業所

【内訳】

| 業種            | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考                     |
|---------------|-------|---------|------------------------|
| 農業、林業、漁業      | 8     | 8       |                        |
| 鉱業、採石業、砂利採取業  | 0     | 0       |                        |
| 建設業           | 35    | 35      |                        |
| 製造業           | 25    | 17      |                        |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0     | 0       |                        |
| 情報通信業         | 0     | 0       |                        |
| 運輸業、郵便業       | 3     | 2       |                        |
| 卸売業、小売業       | 20    | 18      |                        |
| 金融業、保険業       | 1     | 1       |                        |
| 不動産業、物品賃貸業    | 0     | 0       |                        |
| サービス業         | 39    | 33      | 飲食サービス業、<br>生活関連サービス業等 |
| 合計            | 131   | 114     |                        |

3) 南郷町商工会管内

- ・ 商工業者数 335 事業所
- ・ 小規模事業者数 311 事業所

【内訳】

| 業種            | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考                     |
|---------------|-------|---------|------------------------|
| 農業、林業、漁業      | 24    | 24      |                        |
| 鉱業、採石業、砂利採取業  | 0     | 0       |                        |
| 建設業           | 37    | 36      |                        |
| 製造業           | 32    | 26      |                        |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1     | 1       |                        |
| 情報通信業         | 0     | 0       |                        |
| 運輸業、郵便業       | 5     | 4       |                        |
| 卸売業、小売業       | 85    | 78      |                        |
| 金融業、保険業       | 2     | 1       |                        |
| 不動産業、物品賃貸業    | 5     | 5       |                        |
| サービス業         | 144   | 136     | 飲食サービス業、<br>生活関連サービス業等 |
| 合計            | 335   | 311     |                        |

(3) これまでの取組

1) 日南市の取組

- ・ 日南市地域防災計画の策定
- ・ 日南市国土強靱化計画の策定
- ・ 日南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災マップの作成

2) 日南商工会議所の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ BCP に関するセミナーの受講（日本商工会議所、宮崎県商工会議所連合会主催）
- ・ 職員全員分の防災備品（ヘルメット、非常食等）を購入・備蓄
- ・ 消火訓練、避難訓練、防災訓練の実施
- ・ 日南商工会議所の BCP 計画を策定中

3) 北郷町商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 BCP 策定の必要性等の啓蒙活動
- ・ 事業者 BCP 策定に関するセミナー情報等の案内

4) 南郷町商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ BCP に関するセミナーの受講

※以降、日南商工会議所、北郷町商工会、南郷町商工会を合わせて「当会等」と言い換える。

## Ⅱ．課題

日南市は宮崎県の南部に位置しており、東は日向灘に面し、西は霧島山系に連なっている。このような地理的条件から台風の襲来が頻繁にあり、多くの被害が発生している。また、梅雨前線や低気圧による集中豪雨による水害被害、土砂災害被害が発生している。

現状では、自然災害時による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会等の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い・消毒の徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## Ⅲ．目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。  
また、保険や共済に対する助言や情報提供等を行えるよう、専門家等を招いたOJTを開催する。
- ・発災時や非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会等と日南市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会等と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 当会等は、経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当会等の会報誌や日南市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 当会等は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 当会等は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・ 当会等は、新型コロナウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 当会等は、新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 当会等は、小規模事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### 災害等リスクの周知目標

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| セミナー開催回数 | 1回    | 1回    | 1回    | 1回    | 1回    |

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成の有無

- ・ 日南商工会議所は、事業継続計画を策定中である。
- ・ 北郷町商工会は、今後作成に向けて検討する。
- ・ 南郷町商工会は、今後作成に向けて検討する。

3) 関係団体との連携

- ・ 当会等は、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 当会等は、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 当会等と日南市は、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼等連携体制を構築する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・ 当会等と日南市は、日南市事業継続力強化支援計画を当会等ホームページや日南市ホームページへ掲載する。
- ・ 当会等は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。

- ・毎年度、(仮称)日南市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会等、日南市)を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会等は、自然災害(大型台風の直撃があり各地で浸水等や震度5強以上の地震)が発生したと仮定し、日南市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会等と日南市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、日南市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会等と日南市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例: 被害規模の目安は以下を想定)

|           |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>                                                          |
| ほぼ被害がない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>                                                                                                                                                       |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

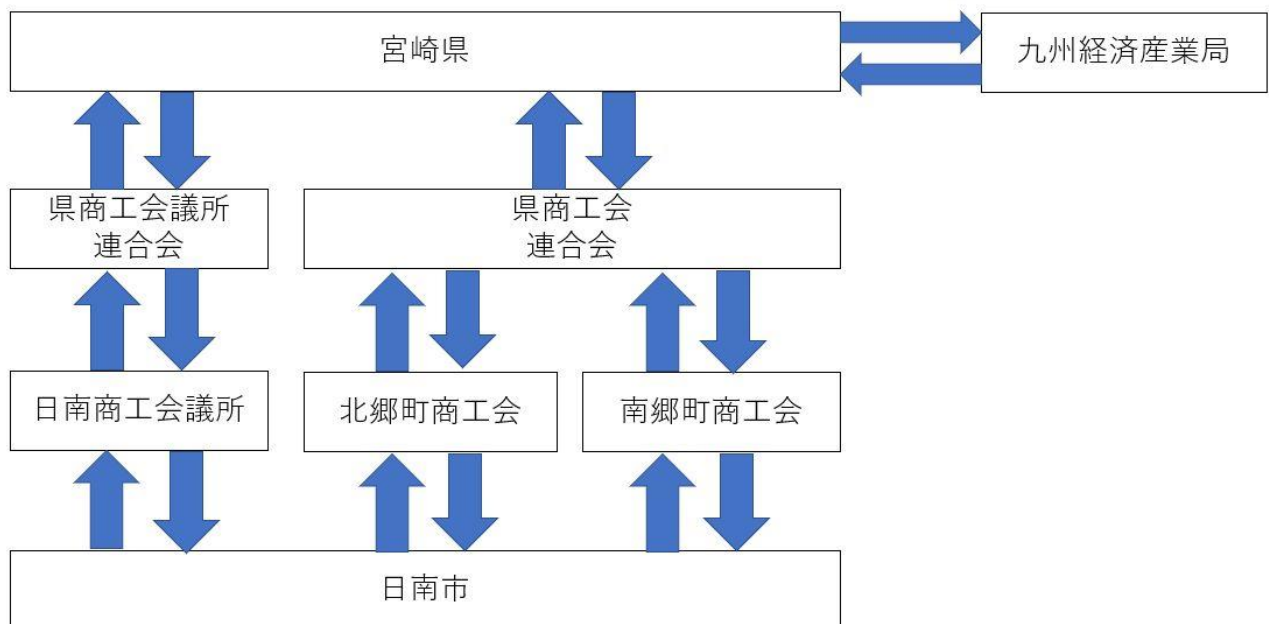
- ・本計画により、当会等と日南市は以下の間隔で被害情報を共有する。

|         |            |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する  |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する  |
| 2週間～1ヶ月 | 週に1回共有する   |
| 1ヶ月以降   | 状況に応じて協議する |

・感染症に関しては、日南市で取りまとめた「日南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### ＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・当会等と日南市は、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会等と日南市は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会等と日南市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会等と日南市が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会等より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県商工政策課へ報告する。
- ・自然災害等の発生時に宮崎県が指定する様式による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会等と当市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会等又は当市により宮崎県へ報告する。



### ＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設について、日南市と相談する。
- ・当会等は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・当会等は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会等と日南市は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会等は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・当会等は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・ 当会等と日南市は、宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会等は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県商工会連合会、宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県等に相談する。

**※その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (令和 8 年 4 月現在)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |
| (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                             |
| <div> <div> <div>日南商工会議所</div> <div>専務理事<br/>事務局長</div> <div>法定経営指導員 3名<br/>経営・情報支援員 3名<br/>一般職員 4名</div> </div> <div> <div>北郷町商工会</div> <div>法定経営指導員 1名<br/>経営・情報支援員 1名</div> </div> <div> <div>南郷町商工会</div> <div>法定経営指導員 1名<br/>経営・情報支援員 2名</div> </div> </div>                                                                                                                                                               | <div> <div> <div>日南市<br/>産業経済部<br/>商工政策課</div> <div>日南市<br/>総合政策部<br/>危機管理課</div> <div>日南市<br/>健康福祉部<br/>健康増進課</div> </div> <div> <div>連携<br/>連絡調整</div> <div>連携<br/>確認</div> </div> </div> |
| (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                             |
| <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <p>日南商工会議所 法定経営指導員 岩下 英利、松尾 久美、末永 里美<br/> 北郷町商工会 法定経営指導員 藤元 良太<br/> 南郷町商工会 法定経営指導員 河野 友和<br/> それぞれの連絡先は後述 (3) ①参照</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)</p> <p>※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の具体的な取組の企画や実行</li> <li>・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)</li> </ul>                                                                                            |                                                                                                                                                                                             |
| (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                             |
| <p>①商工会議所／商工会</p> <p>日南商工会議所 中小企業相談所<br/> 〒887-0012 宮崎県日南市園田二丁目 1 番 1 号<br/> TEL : 0987-23-2211 / FAX : 0987-23-2238 E-mail : ncci@miyazaki-cci.or.jp</p> <p>北郷町商工会<br/> 〒889-2402 宮崎県日南市北郷町郷之原乙 1738 番地 4<br/> TEL : 0987-55-3639 / FAX : 0987-55-3058 E-mail : kitago-t@miya-shoko.or.jp</p> <p>南郷町商工会<br/> 〒889-3207 宮崎県日南市南郷町東町 14 番地 11<br/> TEL : 0987-64-1125 / FAX : 0987-64-0631 E-mail : nango-t@miya-shoko.or.jp</p> |                                                                                                                                                                                             |

②関係市町村

日南市役所産業経済部商工政策課

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

TEL：0987-31-1169 / FAX：0987-31-1230 E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|            | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 必要な資金の額    | 4 5 0   | 4 5 0   | 4 5 0   | 4 5 0   | 4 5 0   |
| ・ 専門家謝金    | 1 4 3   | 1 4 3   | 1 4 3   | 1 4 3   | 1 4 3   |
| ・ セミナー開催費用 | 3 5     | 3 5     | 3 5     | 3 5     | 3 5     |
| ・ チラシ等作成費  | 6 9     | 6 9     | 6 9     | 6 9     | 6 9     |
| ・ 発送費等     | 1 9 3   | 1 9 3   | 1 9 3   | 1 9 3   | 1 9 3   |
| ・ 協議会運営費   | 1 0     | 1 0     | 1 0     | 1 0     | 1 0     |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 会費収入、日南市補助金、宮崎県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| なし                                             |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
| なし                                             |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
| なし                                             |
| 連携体制図等                                         |
| なし                                             |